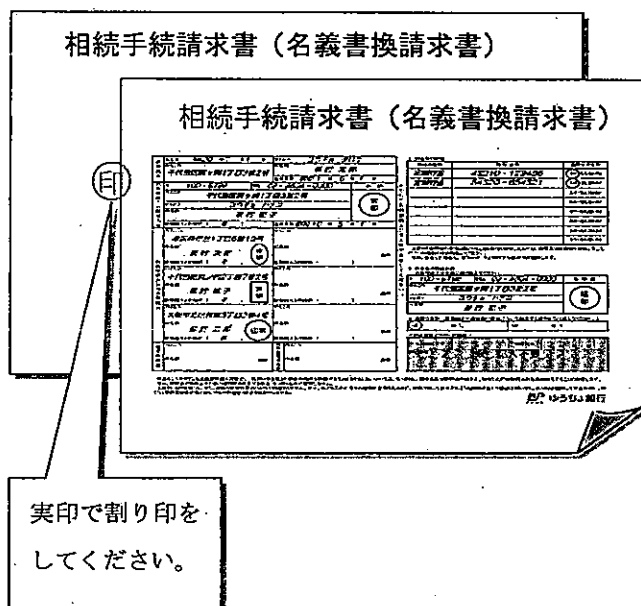


② 貯金等相続手続請求書

- 1 貯金等相続手続請求書 書類記号：・A-1 ・**A-2** ・A-3 に、遺産整理受任者様が直筆で署名し、実印を押印してください。
- 2 訂正された場合は、訂正箇所に遺産整理受任者様の実印を押印してください。
- 3 複数の請求書（2枚以上）に分けて提出していただく場合は、次のとおり遺産整理受任者様の割り印が必要となります。

【貯金の明細欄が不足する場合】



③ その他の必要書類

相続の対象となるすべての貯金通帳・貯金証書・キャッシュカード

* 紛失している場合は、提出不要です。